

## 国立大学法人北海道教育大学 P P P / P F I 手法導入優先的検討ガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、国立大学法人北海道教育大学(以下「本学」という。)が実施する施設等の整備等にあたり、多様な PPP/PFI 手法の導入について優先的検討に必要な手続きを定めることにより、効率的かつ効果的な施設等の整備等を進める事を目的とする。

### (定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次に掲げる用語の定義はそれぞれ次に定めるところによる。

- (1) 施設等 本学の教育文化施設、生活支援施設、学生寄宿舍、駐車場、その他本学が管理する施設
- (2) 整備等 建設、製造、改修、維持管理、若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、施設利用者に対するサービスの提供を含む
- (3) 運営等 施設等の運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む
- (4) 施設整備事業 施設等の整備等に関する事業
- (5) 利用料金 施設等の利用に係る料金
- (6) 優先的検討 本ガイドラインに基づき、施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法導入の可否を、本学自ら施設等の整備等を行う従来の手法(以下「従来型手法」という。)に優先して検討すること

### (対象とする PPP/PFI 手法)

第3条 本ガイドラインの対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 包括的民間委託 O方式
ロ 民間事業者が施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO方式(建設-移転-運営等) BOT方式(建設-運営等-移転) BOO方式(建設-所有-運営等)

	DBO方式（設計－建設－運営等） RO方式（改修－運営等）ESCO
ハ 民間事業者が施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式(建設－移転)(民間建設買い取り方式)民間建設借上方式

（優先的検討の開始時期）

第4条 新たに施設等の整備等をおこなうため、基本構想、基本計画を策定する場合及び施設等の運営等の見直しを行う場合、次に掲げる場合その他の施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定をおこなうとき
- (2) 土地等の資産の有効活用を検討する場合
- (3) 施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

（優先的検討の対象とする事業）

第5条 利用料金の徴収をおこなう施設等の整備等その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる施設整備事業のうち、次のいずれかの事業基準を満たす施設整備事業

- (1) 調査費、設計費、工事費、製造費及び設置費、管理にかかる費用の総額が10億円以上の施設整備事業（建設、製造、又は改修を含むものに限る。）
  - (2) 単年度にかかる清掃費、警備費、維持保全費、除雪費、清掃費、その他の管理にかかる費用総額が1億円以上の施設整備事業（運営等事業のみを行うものに限る。）
- 2 前項に関わらず、次に掲げる施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。
- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている施設整備事業
  - (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている施設整備事業
  - (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている施設整備事業
  - (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある施設整備事業

（採用手法の選択）

第6条 優先的検討の対象となる施設整備事業について、第7条の簡易な検討

又は第8条の詳細な検討に先立ち、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、別紙1のフローチャートに従い、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

#### （簡易な検討）

第7条 別紙2のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、別紙2に掲げる費用等（以下「費用等」という。）の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

2 第6条において複数の手法を選択した場合には、それぞれの手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較をおこなうものとする。

3 採用手法の過去の実績が乏しい事等により費用総額の比較が困難と認めるときには、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他本学の負担抑制につながることを客観的に評価する事ができる方法により採用手法の導入の適否を評価する事ができるものとする。

（1）民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

（2）類似事業の調査を踏まえた評価

#### （詳細な検討）

第8条 前条の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された施設整備事業以外の施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

#### （検討の省略）

第9条 採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、第7条に定める簡易な検討を省略し、第8条の詳細な検討を実施するものとする。

（1）当該事業が施設整備業務の比重の大きいものまたは運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式

（2）民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で

の費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

(検討結果の公表)

第11条 PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、次に定める時期に本学ホームページ上で公開するものとする。

(1) 簡易な検討のうち費用総額の比較による評価結果の公表

ア) PPP/PFI手法の導入しないこととした旨及びその他当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項については、PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

イ) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容については入札手続きの終了後等適切な時期

(2) 簡易な検討のうちその他の方法による評価の結果の公表

ア) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容(当該施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。)については、PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

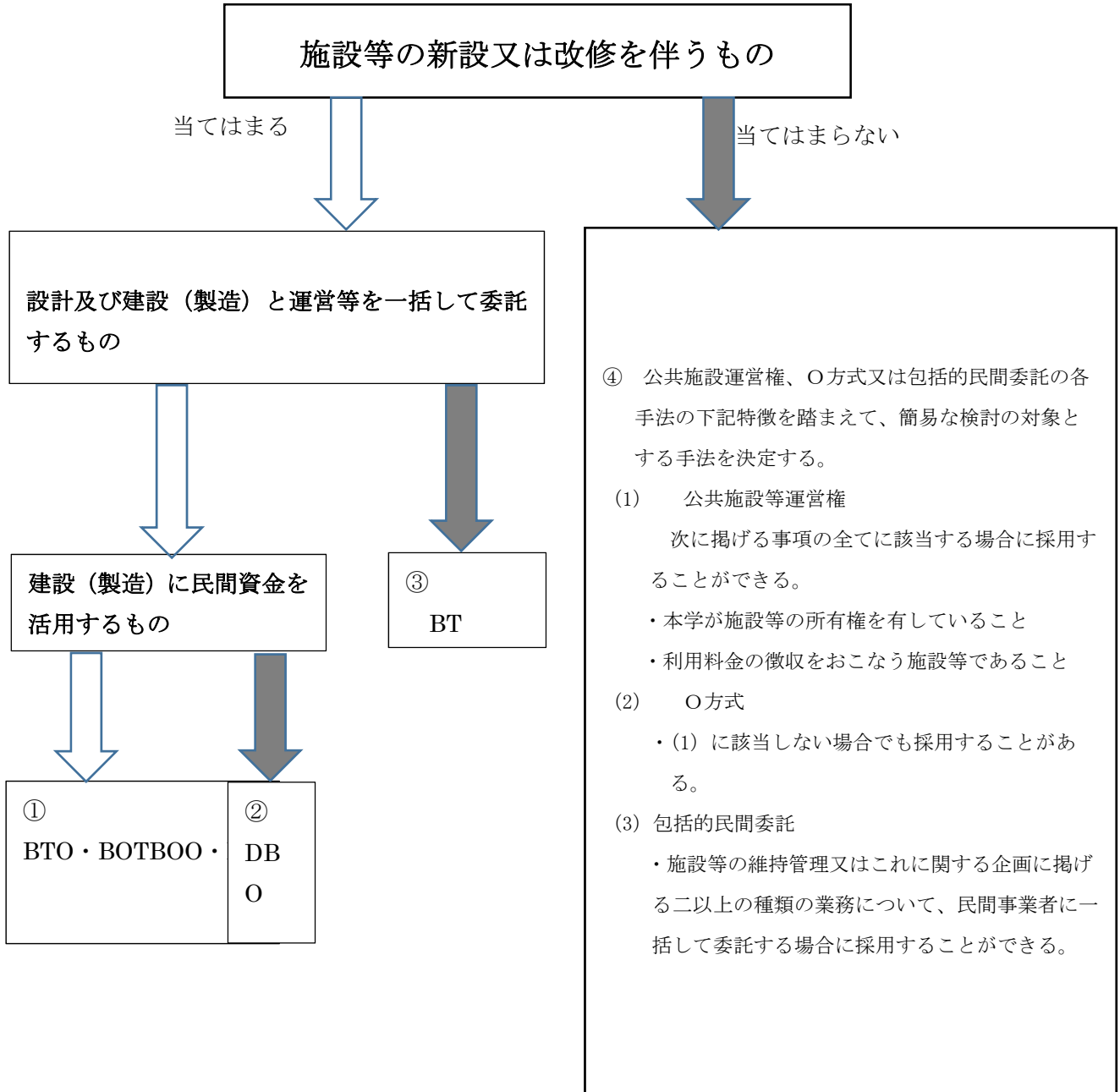
イ) 客観的な評価結果の内容(当該施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。)については、入札手続きの終了後等適切な時期

(3) 詳細な検討の結果の公表

ア) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項については、PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

イ) PPP/PFI手法簡易評価書の内容(第8条の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの)入札手続きの終了後等適切な時期

採用手法選択フローチャート



## PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (本学が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP/PFI手法)
整備等（運営費を除く。）費用		
算出根拠		
運営等費用		
算出根拠		
利用料金収入		
算出根拠		
資金調達費用		
算出根拠		
調査等費用		
算出根拠		
税金		
算出根拠		
税引後損益		
算出根拠		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他（前提条件等）		

## (1) 従来型手法による場合の費用の算定根拠

施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

## (2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

## (3) その他の仮定

事業期間	
割引率	